

## 平成20年不動産鑑定士第3次試験（経過措置）の出題範囲

○試験科目

試験科目は、不動産の鑑定評価に関する実務について、筆記の方法により行います。

注) なお、不動産の鑑定評価に関する実務とは、不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成14年7月3日国土第83号国土交通事務次官通知、最終改正平成19年4月2日）において集約された不動産の鑑定評価に関する理論及び技能（実務補習において修得する不動産鑑定士となるのに必要な技能を含む。）に基づくものとします。